

# KABU&でんき・KABU&ガス保証規約

## 第1条 適用

1. 本規約は、大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）が定める、KABU&でんき基本約款およびKABU&ガス基本約款（以下それらを総称して「電気・ガス約款」といいます。）に基づいてお客様が大阪ガスに対して負う、電気料金およびガス料金（以下「電気・ガス料金」といいます。）を支払う債務について、当社がこれを保証する条件を規定したものです。
2. 本規約に定めのない細目的事項は、必要に応じて本規約の趣旨に則り、その都度お客様と当社との協議によって定めます。

## 第2条 （保証委託契約の成立）

1. お客様は、当社所定のウェブページにて、大阪ガスが提供する「KABU&でんき」または「KABU&ガス」（以下「電気・ガスサービス」といいます。）に係る契約（以下「電気・ガス契約」といいます。）を締結するときは、本規約に同意の上、当社に対して第3条に定める保証を委託する必要があります。
2. お客様が当社所定のウェブページ上で電気・ガスサービスに申し込むことにより、お客様から当社への本規約を内容とする保証委託契約（以下「本件契約」）の申込みがあったものとし、大阪ガスが電気・ガスサービスへの申込みを承諾したことをもって、本件契約の申込みに対して当社の承諾があったものとしします。

## 第3条 （保証の範囲）

当社は、大阪ガスに対し、下記債務（以下「本件債務」といいます。）を保証します（以下「本件保証」といいます。）。

- (1) 電気・ガス約款に基づいて、お客様が大阪ガスに対して負う、電気・ガス料金を支払う債務

## 第4条 （保証の履行・求償権）

1. 当社は、お客様が電気・ガス約款が定める支払期限日までに電気・ガス料金を支払わなかった場合に、本件保証を履行します。なお、当社は、民法第463条第1項の定めにかかわらず、お客様に事前に通知をすることなく、大阪ガスに対して本件保証を履行することができ、お客様は大阪ガスに対抗することができた事由をもって当社に対抗することができないものとしします。
2. 当社が前項の保証を履行した時点をもって、当社はお客様に対して求償権を取得しま

- す。
3. お客様は、当社が保証債務を履行した場合、当社に対し、その保証債務履行額全額およびこれに付帯する下記費用を当社が別途通知する支払期限日までに支払うものとします。但し、支払期限日が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、5月1日、12月29日、12月30日をいい、以下同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
    - (1) 遅延損害金（当社が別途通知する支払期日から弁済の日まで年14.6%の割合で日割り計算。端数切捨て）
    - (2) 弁護士、債権回収業者等の費用その他求償権の行使または保全のために要した費用
  4. 第2項の規定にかかわらず、お客様に次の事由のいずれかが生じた場合またはその疑いが生じた場合、当社は、本件保証の履行前であっても、お客様に対し、事前に求償権を行使することができるものとします。この場合、お客様は、当該求償権に係る金銭を別途当社が指定する日までに支払うものとします。
    - (1) 「カブアンド会員利用規約」その他当社が定める規約に反する行為
    - (2) 当社と他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金の不払い
    - (3) 当社の提携事業者が提供するサービスの規約または約款に反する行為
    - (4) 仮処分、仮差押、強制執行、担保権の実行としての競売、破産手続開始、民事再生手続開始等の手続開始の申立て
    - (5) 手形交換所の不渡り処分もしくは取引停止処分または電子記録債権の支払停止その他これに準ずる処分
    - (6) 手形交換所の不渡り処分もしくは取引停止処分または電子記録債権の支払停止その他これに準ずる処分
    - (7) 犯罪行為の実施（本件契約の締結前後を問いません。）
    - (8) 当社からの連絡不通（当社が期限を定めて催告したにもかかわらず、返信がなかった場合も含みます。）
    - (9) 前各号の他、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
  5. 当社が前項に基づいて求償権を行使する場合、お客様は、民法第461条に基づく抗弁権を主張できないことをあらかじめ承諾するものとします。
  6. お客様は、払込みの方法により、第3項および第4項の支払いを行うものとします。この場合、払い込み先に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものとします。なお、これらの支払に関する手数料等はおお客様の負担とします。
  7. 第3項および第4項の支払は、支払義務の発生した順序でお支払いいただくものとします。

## 第5条 (有効期間)

本件契約の有効期間は、その成立日から電気・ガス契約が終了する日までとします。但し、有効期間終了時点でお客さまが大阪ガスに対して電気・ガス料金を支払う債務を負っている場合、当該電気・ガス料金については、本件保証の対象とします。

## 第6条 (解除)

1. 当社は、お客様が本規約に違反し、相当の期間を定めて催告をした後も違反が解消されない場合は、本件契約を解除することができます。また、お客様に次の事由のいずれかが生じた場合、当社は、事前の催告なく本件契約を解除することができます。
  - (1) 第4条第3項または第4項の支払がなされず同各項所定の支払期日を経過した場合
  - (2) 次条の表明・確約に違反した場合
  - (3) 第4条第4項各号に該当した場合
2. 前項の解除は、当社の損害賠償請求権の行使を妨げないものとします。
3. 本規約に基づき、お客様と当社との間に生じた求償債権に係る債権債務は、第1項の解除後も存続するものとします。

## 第7条 (反社会的勢力の排除)

お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者に該当しないこと、および次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明・確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をするまたは暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

## 第8条 (通知)

当社による、お客様への通知については、紙での通知は、当社に登録されているお客様の住所への郵送で通知し、電磁的記録による通知は、当社に登録されているお客様のメールアドレスにメールで通知いたします。当該通知が到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。

**第9条（本規約の変更）**

当社は、本規約を任意に変更することができるものとします。この場合、当社はお客様が受ける影響を考慮し、変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、適切な時期・方法により上記効力発生時期までに告知します。

**第10条（準拠法および裁判管轄）**

本規約は日本法を準拠法とし、本規約に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

2024年11月20日制定